

介護保険料がコンビニエンスストアで納付できます！

☎ 保険課 介護保険係 ☎72-2101（内線334～337）

令和7年4月から、介護保険料を納付書で納付いただいている65歳以上の方について、これまでの金融機関や郵便局に加えて、全国のコンビニエンスストアで、曜日や時間を気にすることなく、いつでもお支払いができるようになりました。

コンビニでのお支払いについて

納付書は納期ごとに一枚ずつになっています。納付書に記載されている納期・納期限をよくお確かめのうえ、必要な納付書をご使用ください。

利用可能なコンビニエンスストア一覧

セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、MMK 設置店

* 公共料金収納端末が設置されている店舗



⚠ コンビニでお取り扱いできないもの

以下の納付書については、金融機関、郵便局等で納付をお願いいたします。

- 納付書に記載されているコンビニ取扱期限を過ぎているもの
- 金額が訂正されたもの
- コンビニ収納用のバーコードが印刷されていないもの
- バーコードの汚損等で読み取りができないもの

information

お知らせ

带状疱疹定期予防接種

☎ 健康づくり推進課（健康管理センター内）☎82-0105

令和7年4月から带状疱疹定期予防接種が始まります。

▶ 期間 令和8年3月31日まで（休診日を除く）

▶ 場所 指定医療機関

▶ 補助額 個別通知にてご案内します。

▶ 対象 ① 令和7年度に次の年齢になる方
65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、
95歳、100歳（100歳以上の方は、令和7年
度に限り全員が対象となります。）

➡ 対象者の方には5月頃、個別通知します

② 接種日に60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する者として厚生労働省令で定める者

➡ 対象の方で接種を希望する方は健康管理センターへお問い合わせください。

▶ その他 ★ 带状疱疹にかかったことのある方も定期接種の対象です。

★ 定期接種として受けられるのは今回のみです。（任意接種は可能です）

★ 予防接種の詳細は個別通知をご確認ください。



お知らせ

令和7年度湿田対策事業 農業用湧水処理施設設置費補助金

☎ 農林課 土地改良係 ☎72-2101（内線407）

▶ 内容 田や畑に湧き出る水を処理する施設の設置費用を補助します。

▶ 補助額 30万円を上限に、1メートルあたり3000円に設置延長を乗じた額と補助対象経費の2分の1とを比較して安価な額を補助額とします。

▶ 対象 茅野市内の農地（田・畑）の所有者または耕作者

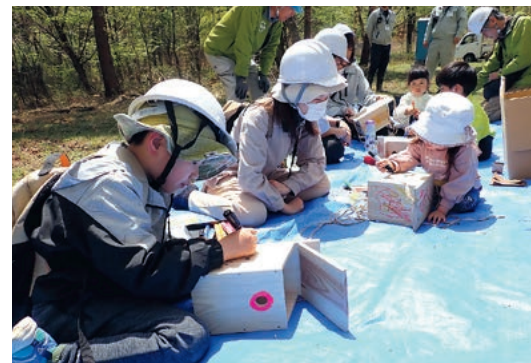
▶ その他 ・ 申請書は3月から農林課土地改良係の窓口で配布します。
・ 受付は先着順で、予算の上限に達した時点で受付終了です。ただし、4月1日の申請に限り、申請者多数の場合は抽選とする場合があります。
・ 予算が承認されない場合、補助金の交付が行われない場合があります。
・ その他、補助金の交付には要件があります。（申請書配布時に説明いたします）

▶ 申込方法 4月1日の9時から土地改良係の窓口で受付開始。申請書と必要書類を記入の上、申請者本人またはその親族・同一経営者が持参してください。



市民の森 第18回森開き

☎ 環境課 環境保全係 ☎72-2101（内線263）
FAX82-0236 E-mail: kankyo@city.chino.lg.jp



▶ 日時 4月26日（土）9時～正午
※雨天中止

▶ 場所 市民の森（吉田山）

▶ 内容 散策、デザインした野鳥の巣箱の設置、焼き芋等、自然を感じられるイベントを予定。

▶ 料金 無料

▶ 持ち物 作業のできる服装、運動靴、手袋、雨具、飲み物

▶ 申込方法 4月21日（月）までに、氏名、連絡先を上記へご連絡ください。

市民の森ガイドブック



ガイドブック「市民の森に集う」（NPO法人ハケ岳森林文化の会製作）は茅野市役所環境課にて無料で配布しています。市民の森で散策や自然観察をするとき、里山の役割や動植物について知りたいときにご利用ください。

information

「郵送」や「ながの電子申請」で自動車税（種別割）の減免申請ができます

申込・問 長野県南信県税事務所諏訪事務所 ☎57-2905（内線263）
〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎3階

県では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす場合に、自動車税（環境性能割・種別割）等を減免する制度を設けています。

申請は、県税事務所窓口のほか、郵送申請及びインターネットを利用した「ながの電子申請」（QRコード）での受付も可能となっています。詳細は、県税事務所までお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。

減免の要件

- ア 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が一定基準以上であること。
- イ 車検証に記載されている自動車の所有者（自動車税の納税義務者）が障がい者本人であること。
※ただし、身体障がい者が18歳未満の場合及び療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は例外があります。
- ウ 障がい者本人、障がい者と生計を一にする方又は障がい者と生計を一にする方がいない場合は日常的に介護する方が運転すること。

▶ 期限 ①自動車税種別割

6月2日（月）まで

※期限後の申請の場合、申請日の属する月の翌月から月割で減免

②自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割
車両登録日から30日以内

ホームページ
はこちらから



「ながの電子申請」
はこちらから



▶ 注意 軽自動車税（種別割）の減免申請は対象外です。

詳細は、茅野市税務課 諸税係までお問合せください。
☎72-2101（内線180）